

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成20年7月24日
【中間会計期間】 第31期中（自平成19年11月1日至平成20年4月30日）
【会社名】 株式会社学情
【英訳名】 GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】 06（6346）6830（代）
【事務連絡者氏名】 専務取締役 茶野 光史
【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】 06（6346）6830（代）
【事務連絡者氏名】 専務取締役 茶野 光史
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第29期中	第30期中	第31期中	第29期	第30期
会計期間	自平成17年 11月1日 至平成18年 4月30日	自平成18年 11月1日 至平成19年 4月30日	自平成19年 11月1日 至平成20年 4月30日	自平成17年 11月1日 至平成18年 10月31日	自平成18年 11月1日 至平成19年 10月31日
売上高(千円)	2,582,776	2,489,314	2,361,455	4,467,347	4,462,967
経常利益(千円)	831,182	772,777	554,847	1,276,699	1,112,974
中間(当期)純利益(千円)	504,301	445,514	324,205	752,564	638,361
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数(千株)	7,780	15,560	15,560	7,780	15,560
純資産額(千円)	5,872,161	6,489,224	6,101,417	6,070,879	6,014,485
総資産額(千円)	6,895,314	7,517,348	7,123,772	7,188,238	6,936,620
1株当たり純資産額(円)	754.78	417.05	429.58	780.32	414.46
1株当たり中間(当期)純利益(円)	64.82	28.63	22.62	96.73	41.61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	5.00	5.00	7.00	10.00	13.00
自己資本比率(%)	85.2	86.3	85.6	84.5	86.7
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	338,750	229,631	550,023	802,020	373,663
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	164,665	35,200	11,708	2,576,663	453,828
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	19,732	38,726	234,464	58,309	706,098
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	3,566,556	1,734,956	1,096,838	1,579,252	792,988
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	162 [21]	211 [12]	205 [15]	163 [17]	190 [12]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権の発行等がなく潜在株式がないため記載しておりません。

3. 関係会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 平成17年12月20日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

5. 平成18年11月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はなく、関係会社はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年4月30日現在

従業員数(人)	205 [15]
---------	------------

(注)従業員数は就業人員であり、[]は外書きでパート・嘱託社員・契約社員を示しております。

(2) 労働組合の状況

当社は労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油並びに原材料価格の高騰、米国のサブプライムローン問題に起因する世界的な金融不安の台頭など、景気の減速感が鮮明となる中で推移しました。

当社の属する人材採用関連市場におきましては、景気の先行き不透明感や、契約社員・パート社員の正社員化の流れを受け、大手金融機関や製造業を中心にしばらく続いた中途採用の勢いに若干の一服感が見られるのに対して、新卒採用市場は、少子化による労働力人口の減少という構造問題を背景とし、企業の新卒採用意欲は引き続き非常に高く、厳しい採用環境が続いております。

このような市場環境のもと、当社におきましては、難易度が高まる企業の人材採用活動に伴うニーズに対応すべく、九州地区における支社開設や、社員、特に若手営業社員の営業力・コンサルティング能力の強化を基本に据えつつ、各企業における実際の採用活動に密着したフォローを行い、刻々と変化する企業ニーズに対応してまいりました。新卒採用につきましては、年々早まる採用活動のスケジュールリングや、難しくなる内定者の確保といった、採用活動のトータルフォローを中核とするコンサルティング営業に注力いたしました。中途採用につきましては、一時期の大量採用の勢いは落ち着きつつある一方、「質」に対する要求が高まっており、こういった企業ニーズによりきめ細かく対応すべく、実際の面談や求職者の教育に重点を置いた商品の強化、新たな切り口を提案したサイトの開発など、さらなる売上増加に向けた商品の改善・改良による競争力の強化を図りました。

また、年々変化する学生の就職活動におけるトレンドやニーズに対応するため、新たな商品の研究開発に継続して取り組んでおります。

その結果、当中間会計期間の業績につきましては、売上高は2,361百万円（前年同期比94.9%、予算比102.7%）、経常利益は554百万円（前年同期比71.8%、予算比110.6%）、中間純利益は324百万円（前年同期比72.8%、予算比115.5%）となりました。

なお、当社の主たる事業である「就職情報事業」については次のとおりであります。

就職情報事業

当中間会計期間における雇用情勢につきましては、全国の有効求人倍率が1.00倍（平成19年11月）から0.95倍（平成20年3月）に変化するなど、平成17年6月以来の水準に近づきつつあり、足踏み状態にあるという状況ではありましたが、とりわけ大卒新卒者に対する求人意欲は引き続き高い状態が続きました。

このような市場環境のもと、当社では、さまざまな人材採用ニーズに対応するため、人員増強をはじめ、主力商品である新卒向け合同企業説明会「就職博」や第2新卒向け商品「Re就活」サイト及び「Re就活のイベント」等に注力した営業活動を展開してまいりました。中でも平成19年12月には中途市場向けの戦略商品第二弾として、若手人材を“就業経験の有無”で再定義し、社会人経験のある層を『プレ・キャリア人材』としてターゲティングした若手社会人のための転職活動応援サイト「はじめての転職」をサイトリリースするなど新しい市場の開拓にも注力いたしました。

そのような中、企業による大卒新卒者採用では、各社とも“より優秀な人材の獲得”、“競合対策”のために採用活動のスタート時期を早める傾向が年々顕著となってきました。とりわけ平成21年4月入社の大卒新卒者の採用活動においては、平成20年4月入社の採用活動時よりもさらにスタート時期を早めたいという企業ニーズが旺盛となり、それらのニーズに迅速に対応すべく、就職活動を始める大学3年生向けに例年11月に実施しておりました大型の合同企業説明会「スーパービジネスフォーラム（東京・大阪）」を1ヵ月前倒しし、平成19年10月実施へと変更いたしました。その結果、従来ならば当期（平成20年10月期）期初の11月に計上されていた146百万円分が、前期（平成19年10月期）期末の10月に前倒し計上となり、当中間期における「就職博」の売上高は、925百万円（前年同期比87.1%、予算比96.1%）となりました。一方、第2新卒向け商品である「Re就活のイベント」の売上高は、採用苦戦がつづく中途採用市場にあって、リアルな強みが如何なく発揮され幅広い顧客に支持されました結果、35百万円（前年同期比118.3%、予算比99.9%）となりました。

以上の結果、当中間会計期間における就職情報事業全体の売上高は、2,163百万円（前年同期比94.5%、予算比100.3%）となりました。

（注）上記売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動による資金の増加550百万円、投資活動による資金の減少11百万円、財務活動による資金の減少234百万円の結果、前事業年度末に比べて303百万円の増加となり、当中間会計期間末残高は、1,096百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

堅調な業績に伴う税引前中間純利益の獲得及び法人税等の支払額の減少により、営業活動の結果増加した資金は550百万円(前年同期比139.5%増)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出4百万円、無形固定資産の取得による支出21百万円等により、投資活動の結果減少した資金は11百万円(前年同期比66.7%減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出120百万円、配当金の支出114百万円により、財務活動の結果減少した資金は234百万円(前年同期は38百万円の資金減少)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間	
	(自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前年同期比(%)
就職情報事業(千円)	2,163,512	94.5
新卒採用集合品(千円)	1,284,143	88.3
新卒採用個別品(千円)	491,195	103.4
中途採用商品(千円)	388,174	107.6
その他(千円)	197,943	99.6
合計(千円)	2,361,455	94.9

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売実績が総販売実績の10%以上の相手先はありません。

3【対処すべき課題】

A. 今後の当社を取り巻く環境は、中長期的にはわが国の構造的な問題である「少子化」の影響により、若年労働力不足が深刻化すると予測され、当社にとっては追い風になると考えております。しかしながら、短期的には景気循環や不特定要因に伴う一時的な人材需要の減少等が発生し、業界内における競争が激化する可能性があります。そのような状況の中、多様化する採用ニーズに対応するため、以下の課題を克服することが重要であると認識しております。

商品の改良・発展によるラインナップの充実

若手営業社員の早期育成

効率的な組織の構築

多面的な事業所の展開

新卒採用情報から中途採用情報まで一貫した就職情報を提供する総合情報会社への変革

これらの課題を克服するためには、「人的スキルの向上」、「意識改革」、「柔軟な対応力」等、専門性を有したクオリティの高い優秀な人材を育成することが必要不可欠であり、その実現のため社員教育・研修の充実に努めてまいります。

B. 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様にご判断していただくこととなりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様のご判断が適切に行われるためには、大規模買付者（下記4.（1）に定義されます。）からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずべきか否かをご判断して頂くための期間を確保するルールを定めることが不可欠であると考え、「株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第127条第2号ロ）の一つとして、以下のとおり本プランを定めるものであります。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設し、就職情報事業に進出、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり、「変化と進歩」をテーマに、日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・新規顧客の開拓と新商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・人員の増強並びに拠点の拡充を図り、成長のスピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

中長期的な経営戦略としては、前述の基本方針に基づき、スピードを重視し高成長・高収益・高付加価値企業となるべく就職情報事業での競争力や商品力の強化に努める所存であります。

商品面では、成長著しい第2新卒者・若手社会人対象の第2新卒専門就職サイト「Re就活」並びに合同説明会「Re就活のイベント」、また新卒・第2新卒・若手社会人を中心とした「人材紹介事業」を収益の柱に育てるべく人材、資金等を集中的に投入していく方針であり、さらなる関連商品を開発していく予定です。また、採用にまつわる募集から入社後の戦力化までをトータルに実現するサービス体制を構築するべく外部企業との提携等も積極的に進め、手薄であった商品分野の強化を図り、新たな顧客との接点を増やすことにより販売機会の創出を実現し、売上拡大を図ってまいります。併せて、当社の関東地区における売上規模がまだ小さいことから、成長余地が十分に見込めると判断し、関東圏での営業体制の拡充を図り販売力強化に注力してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は4名で、うち3名は社外監査役です。社外監査役と当社との間に人的、資本的關係又は取引關係、その他利害關係はありません。

経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間全事業会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月1回は全員が一同に会し本社にて月間全事業会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間全事業会議、月間全事業会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 本プランの概要

(1) 目的

当社は、大規模買付行為に対する当社株式の売却や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の適否に関する最終的なご判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

本プラン導入直前期末（平成19年10月31日）現在の当社の株式の状況は、現経営陣による安定した保有状況となっており、当社役員およびその関係者並びに当社社員持株会（以下「当社役員等」といいます。）が当社発行済株式総数の47.16%（総株主の議決権数に対する割合50.57%）を保有しております。

一方で、当社は就職情報事業での競争力や商品力の強化に努めるべく、「人材紹介事業」への人的・資金的投入や採用にまつわる募集から入社後の戦力化までをトータルに実現するサービス体制を構築するための外部企業との提携等を図ってゆく所存です。

現在、具体的な予定はありませんが、中長期的な事業領域の拡大や投資等に伴う資金調達的手段として、自己資本の充実のための資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられますが、仮にこれを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、当社は上場会社であることから、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

当社は、大規模買付行為に応じるか否かのご判断を株主の皆様適切に行って頂くためには、大規模買付者から株主の皆様適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を踏まえて頂くことによって、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをより適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関して必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求めたうえで、株主の皆様が適切にご判断されること、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、又は大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させて頂くこと、或いは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は本プランを導入しております。

なお、現時点において、当社株式に対する具体的な大規模買付行為に関する提案の事実およびその兆候があるとの認識はございません。

(2) 手続の設定

本プランは、下記4.(1)に定義される当社株券等の20%以上の買付け若しくはこれに類似する行為又はその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております。（詳細については下記「4. 本プランの内容」をご参照下さい。）

大規模買付者が本プランを遵守して、大規模買付行為を行おうとする場合は、下記「4. 本プランの内容」(3)で定義される「取締役会評価期間」中は、大規模買付行為は禁止されます。

(3) 特別委員会の利用等

本プランに従った対抗措置の発動又は不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される「特別委員会」の客観的な判断を最大限に尊重することとします。

(4) 対抗措置の発動

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守せずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白に侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記4.(4)に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守した場合でも、大規模買付行為が下記4.(4)に定義されるような場合は、下記4.(4)に定義される対抗措置を発動することがあります。

本プランに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使又は当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

4. 本プランの内容

(1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得（注7）

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じといたします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為。（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を行います。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を行います。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を行います。以下本において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合を行います。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者を行います。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注7）買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注8）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を行います。以下同じとします。

（注9）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

（注10）上記所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該の要件に該当するか否かの判定に必要なと判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して、当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。当該情報の具体的内容は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては下記のとおりです。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や情報提供リストに係る回答などを、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や情報提供リストに係る回答に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、買付者等に対して自ら又は当社取締役会を通じて必要な情報を追加的に提出するよう書面に求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実並びに交付日を開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、特別委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと判断できる場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を発動する場合があります。

記

[提供対象となる情報の項目]

- a. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者(*1)、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細。（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含む。）
(*1) 金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。
(*2) 大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴(勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む)、年齢及び国籍を記載。
- b. 大規模買付者及びそのグループそれぞれが保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において大規模買付者及びそのグループそれぞれが行った当社有価証券に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）及び当社有価証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含む、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。
- c. 大規模買付行為の目的、方法及び内容。（買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付けの実現可能性等を含む。）
- d. 当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要(上記に準じた内容)及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策と当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- e. 買付資金等の裏付け。（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- f. 買付等の価格の算定根拠。（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）
- g. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
- h. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- i. 大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可の維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性。
- j. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。
- k. その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の検討

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日、その他の大規模買付行為の場合には90日を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の勧告・助言等を得ながら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取り纏め、当該時点において適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。この場合についても、当該時点において適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、特別委員会の組成にあたり、以下の権限等を特別委員会に付与し、大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か及び対抗措置を採るか否か、本プランの修正又は変更等の検討および判断について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問することとします。

[特別委員会の権限等]

1. 取締役会に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から勧告等を行うものとする。
2. 大規模買付者に対し、前記(2)に定める意向表明書や情報提供リストに係る回答の記載内容が不十分であると判断した場合は、情報の追加提出を求めることができる。
3. 大規模買付者から前記(2)に定める大規模買付情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、意見及びその根拠資料、代替案、その他適宜必要と判断する情報、資料等の提示を要求できる。
4. 必要な情報収集のため、当社取締役、監査役、従業員、その他必要と判断する者の出席を当社取締役会に要求し、意見又は説明を求めることができる。
5. 職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等)の助言を得ることができる。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重に取り纏め、当社取締役会に対して勧告します。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等その他必要な決議を行うものとします。

株主に対する情報開示

当社は、大規模買付者が出現した事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、評価・検討が開始された事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実など及び大規模買付情報の概要その他の情報のうち、当社取締役会及び特別委員会等が、適切と判断する事項について、適切であると判断する時点で株主の皆様に対して開示を行うものとしたします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益の保護及び確保することを目的として、新株等の発行や新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。具体的な手段については、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は下記(5)に記載のものとしたしますが、これに限定するものではありません。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

i. 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと判断される状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基いて当該措置を維持することの是非について検討し、これを当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置は不発動といたします。この場合には、大規模買付者からの大規模買付提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付提案及び当社が提示する大規模買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断して頂くこととなります。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が次のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

記

- a. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- c. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- e. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- f. 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- g. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑みて、著しく不十分又は不適当な内容である場合
- h. 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- i. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

この場合においても、前記と同様に、対抗措置を発動した場合であっても、次のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

・ 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

・ 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基いて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づいて、対抗措置として実施する場合の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに係る当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、別途定める割当期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の1倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除く）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、無償で割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記 . の規定に基づいて当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使条件

()前記4 . (1)に定義される大規模買付者、もしくは()大規模買付者に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（以下、総称して「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使において所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記 . のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

当社による本新株予約権の取得

- i . 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ・ 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ・ 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。）を定める場合があります。

(6) 本プランの導入手続

本プランの導入については、以下のとおり、第30期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

当社定款第15条に、下記の規定を新設する定款変更議案を、第30期定時株主総会に付議し、決議されました。

変更後の当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

記

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第15条

当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

当社第30期定時株主総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、「有効期間」といいます。）は、第30期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合は本プランは当該時点で廃止されるものとします。

当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、

当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、第30期定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任して頂いているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当てで本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は特別委員会の勧告を最大限に尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんが、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動等により相応の経済的損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

当社による新株予約権の取得の手続

当社は、前記4.(5)に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの合理性

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同利益の確保・向上の目的により導入されるものです。

株主の合理的意思に依拠したものであること

前記4.(6)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、前記4.(7)に記載のとおり、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において上述の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置する予定です。なお、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、前記4.(4)に記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記4.(7)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する可能性がありますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成20年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年7月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	-
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年11月1日～ 平成20年4月30日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

(5) 【大株主の状況】

平成20年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
中井 清和	堺市南区	1,647	10.58
株式会社清和ホールディングス	堺市南区新檜尾台1-16-10	1,500	9.64
茶野 光史	大阪府池田市	939	6.04
北野 信雄	大阪府八尾市	761	4.89
学情社員持株会	大阪市北区梅田2-5-10	657	4.23
茶野 直美	大阪府池田市	641	4.12
北野 明子	大阪府八尾市	600	3.86
中井 洋子	堺市南区	319	2.05
エムエルアイ イーエフジー ノンコ ラテラル ノントリーティ カスト ディー アカウント (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社 証券業務部)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE,2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ U.K. (東京都中央区日本橋1-4-1)	292	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	290	1.87
計	-	7,649	49.16

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式1,356千株(8.72%)があります。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,356,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式14,201,100	142,011	-
単元未満株式	2,100	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	142,011	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の失念株式200株(議決権2個)が含まれております。

【自己株式等】

平成20年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	1,356,800	-	1,356,800	8.72
計	-	1,356,800	-	1,356,800	8.72

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年11月	12月	平成20年1月	2月	3月	4月
最高(円)	532	450	419	372	371	388
最低(円)	402	405	314	341	300	339

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員 の 異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年11月1日から平成20年4月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）の中間財務諸表について、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年11月1日から平成20年4月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年4月30日)		当中間会計期間末 (平成20年4月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年10月31日)			
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)		
(資産の部)									
流動資産									
1. 現金及び預金		5,011,361		4,372,657		4,068,266			
2. 受取手形		28,122		15,505		4,147			
3. 売掛金		533,231		525,017		543,090			
4. 金銭の信託		-		252,089		302,749			
5. 繰延税金資産		60,868		51,997		68,005			
6. その他		76,435		90,296		97,315			
7. 貸倒引当金		5,895		7,300		8,058			
流動資産合計			5,704,123	75.9		5,300,264	74.4	5,075,516	73.2
固定資産									
1. 有形固定資産	1								
(1) 建物		522,315		499,767		520,018			
(2) 構築物		2,991		2,566		2,762			
(3) 機械及び装置		1,664		1,428		1,537			
(4) 土地		542,897		526,457		542,897			
(5) その他		42,956		35,372		37,731			
計		1,112,824		1,065,592		1,104,947			
2. 無形固定資産		76,088		131,276		127,848			
3. 投資その他の資産									
(1) 投資有価証券		285,602		275,076		278,620			
(2) 繰延税金資産		148,518		163,382		154,230			
(3) その他		196,691		194,680		201,956			
(4) 貸倒引当金		6,500		6,500		6,500			
計		624,312		626,639		628,308			
固定資産合計			1,813,225	24.1		1,823,507	25.6	1,861,103	26.8
資産合計			7,517,348	100.0		7,123,772	100.0	6,936,620	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年4月30日)		当中間会計期間末 (平成20年4月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		134,836		146,477		171,398	
2. 未払法人税等		298,970		236,127		162,984	
3. 賞与引当金		74,561		66,600		113,176	
4. その他	2	162,491		193,413		108,820	
流動負債合計		670,858	8.9	642,617	9.0	556,380	8.0
固定負債							
1. 退職給付引当金		-		24,034		-	
2. 役員退職慰労引当金		335,725		-		343,747	
3. 長期未払金		-		333,107		-	
4. その他		21,540		22,595		22,008	
固定負債合計		357,265	4.8	379,736	5.4	365,755	5.3
負債合計		1,028,124	13.7	1,022,354	14.4	922,135	13.3
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		1,500,000	20.0	1,500,000	21.0	1,500,000	21.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		817,100		817,100		817,100	
(2) その他資本剰余金		844,226		844,226		844,226	
資本剰余金合計		1,661,326	22.1	1,661,326	23.3	1,661,326	24.0
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		8,455		8,455		8,455	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		1,800,000		1,800,000		1,800,000	
繰越利益剰余金		1,521,251		1,844,410		1,636,298	
利益剰余金合計		3,329,706	44.2	3,652,865	51.3	3,444,753	49.6
4. 自己株式		-	-	705,457	9.9	586,010	8.4
株主資本合計		6,491,032	86.3	6,108,734	85.7	6,020,069	86.8
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価 差額金		1,808	0.0	7,316	0.1	5,583	0.1
評価・換算差額等合計		1,808	0.0	7,316	0.1	5,583	0.1
純資産合計		6,489,224	86.3	6,101,417	85.6	6,014,485	86.7
負債純資産合計		7,517,348	100.0	7,123,772	100.0	6,936,620	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日		当中間会計期間 自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日		前事業年度の要約損益計算書 自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			2,489,314	100.0		2,361,455	100.0		4,462,967	100.0
売上原価			1,056,762	42.5		977,821	41.4		1,889,053	42.3
売上総利益			1,432,551	57.5		1,383,634	58.6		2,573,913	57.7
販売費及び一般管理費			709,396	28.5		815,736	34.5		1,541,021	34.5
営業利益			723,154	29.0		567,897	24.1		1,032,891	23.2
営業外収益	3		57,952	2.3		44,937	1.9		99,857	2.2
営業外費用	4		8,329	0.3		57,987	2.5		19,775	0.5
経常利益			772,777	31.0		554,847	23.5		1,112,974	24.9
特別利益	5		-	-		7,959	0.3		-	-
特別損失	6		-	-		7,211	0.3		4,645	0.1
税引前中間(当期) 純利益			772,777	31.0		555,595	23.5		1,108,328	24.8
法人税、住民税及び 事業税		301,179				223,348			454,151	
法人税等調整額		26,083	327,262	13.1	8,041	231,389	9.8	15,814	469,966	10.5
中間(当期)純利益			445,514	17.9		324,205	13.7		638,361	14.3

【中間株主資本等変動計算書】
前中間会計期間（自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年10月31日 残高 (千円)	1,500,000	817,100	844,226	1,661,326	8,455	1,800,000	1,114,636	2,923,091	6,084,418
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当							38,900	38,900	38,900
中間純利益							445,514	445,514	445,514
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	-	406,614	406,614	406,614
平成19年4月30日 残高 (千円)	1,500,000	817,100	844,226	1,661,326	8,455	1,800,000	1,521,251	3,329,706	6,491,032

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年10月31日 残高 (千円)	13,538	13,538	6,070,879
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			38,900
中間純利益			445,514
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）	11,729	11,729	11,729
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	11,729	11,729	418,344
平成19年4月30日 残高 (千円)	1,808	1,808	6,489,224

当中間会計期間（自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年10月31日 残高 (千円)	1,500,000	817,100	844,226	8,455	1,800,000	1,636,298	586,010	6,020,069
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当						116,093		116,093
中間純利益						324,205		324,205
自己株式の取得							119,447	119,447
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）								
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	208,112	119,447	88,665
平成20年4月30日 残高 (千円)	1,500,000	817,100	844,226	8,455	1,800,000	1,844,410	705,457	6,108,734

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年10月31日 残高 (千円)	5,583	5,583	6,014,485
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			116,093
中間純利益			324,205
自己株式の取得			119,447
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	1,732	1,732	1,732
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	1,732	1,732	86,932
平成20年4月30日 残高 (千円)	7,316	7,316	6,101,417

前事業年度の株主資本等変動計算書(自平成18年11月1日至平成19年10月31日)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		繰越利益 剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金				
					別 途 積立金				
平成18年10月31日 残高 (千円)	1,500,000	817,100	844,226	8,455	1,800,000	1,114,636	-	6,084,418	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						116,700		116,700	
当期純利益						638,361		638,361	
自己株式の取得							586,010	586,010	
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	521,661	586,010	64,348	
平成19年10月31日 残高 (千円)	1,500,000	817,100	844,226	8,455	1,800,000	1,636,298	586,010	6,020,069	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年10月31日 残高 (千円)	13,538	13,538	6,070,879
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			116,700
当期純利益			638,361
自己株式の取得			586,010
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	7,954	7,954	7,954
事業年度中の変動額合計 (千円)	7,954	7,954	56,394
平成19年10月31日 残高 (千円)	5,583	5,583	6,014,485

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年4月30日	当中間会計期間 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 自平成18年11月1日 至平成19年10月31日
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		772,777	555,595	1,108,328
減価償却費		28,261	36,573	61,170
賞与引当金の減少額		44,329	46,576	5,713
退職給付引当金の増加額		-	24,034	-
役員退職慰労引当金の増減額		7,925	343,747	15,947
受取利息及び受取配当金		7,432	13,850	17,823
売上債権の増減額		154,213	6,715	140,098
仕入債務の増減額		43,566	24,921	80,129
長期未払金の増加額		-	333,107	-
その他		45,597	163,097	77,484
小計		600,957	690,027	1,024,454
利息及び配当金の受取額		3,602	3,823	16,228
法人税等の支払額		374,928	143,827	667,020
営業活動によるキャッシュ・フロー		229,631	550,023	373,663
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		21,086	4,688	38,741
無形固定資産の取得による支出		30,774	21,755	92,346
投資有価証券の取得による支出		240	240	480
その他		16,900	14,976	322,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		35,200	11,708	453,828
財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		-	120,422	589,855
配当金の支払額		38,726	114,042	116,243
財務活動によるキャッシュ・フロー		38,726	234,464	706,098
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
現金及び現金同等物の増減額		155,703	303,850	786,264
現金及び現金同等物の期首残高		1,579,252	792,988	1,579,252
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		1,734,956	1,096,838	792,988

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年4月30日	当中間会計期間 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	前事業年度 自平成18年11月1日 至平成19年10月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p>
2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	-	時価法を採用しております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、当中間期に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき、当中間期末に発生していると見込まれる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて計上していましたが、平成20年1月25日開催の定時株主総会において、役員の退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金打切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金333,107千円は長期未払金に振替えております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき、当期末に発生していると見込まれる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、平成19年11月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を当期の決算期に関する定時株主総会の終結日をもって廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うことを決議しております。</p>

項目	前中間会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年4月30日	当中間会計期間 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	前事業年度 自平成18年11月1日 至平成19年10月31日
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成19年4月30日）	当中間会計期間末 （平成20年4月30日）	前事業年度末 （平成19年10月31日）
1 有形固定資産の減価償却累計額 182,784千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 219,126千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 201,686千円
2 仮払消費税及び仮受消費税は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 同左	2 -

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年4月30日	当中間会計期間 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	前事業年度 自平成18年11月1日 至平成19年10月31日
1 就職情報事業において、企業の新規学卒者採用活動が活発な時期に売上高が計上される傾向にあるため、当社の上期の業績と下期の業績には季節的な変動があります。前事業年度下期及び当中間期の売上高は次のとおりであります。 前事業年度下期 1,884,571千円 当中間期 2,489,314千円	1 就職情報事業において、企業の新規学卒者採用活動が活発な時期に売上高が計上される傾向にあるため、当社の上期の業績と下期の業績には季節的な変動があります。前事業年度下期及び当中間期の売上高は次のとおりであります。 前事業年度下期 1,973,653千円 当中間期 2,361,455千円	1 -
2 減価償却実施額 有形固定資産 18,817千円 無形固定資産 9,443千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 19,215千円 無形固定資産 17,357千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 40,869千円 無形固定資産 20,300千円
3 営業外収益の主なもの 受取家賃 26,036千円 投資有価証券売却益 18,000千円 受取利息 5,832千円	3 営業外収益の主なもの 受取家賃 27,748千円 受取利息 11,101千円	3 営業外収益の主なもの 受取家賃 52,892千円 投資有価証券売却益 18,000千円 受取利息 13,229千円
4 営業外費用の主なもの 賃貸資産原価 6,530千円 株式交付費 1,799千円	4 営業外費用の主なもの 金銭の信託評価損 47,976千円 賃貸資産原価 6,254千円	4 営業外費用の主なもの 賃貸資産原価 13,060千円 株式交付費 1,799千円
5 -	5 特別利益の主なもの 役員退職慰労引当金戻入益 7,959千円	5 -
6 -	6 特別損失の主なもの 固定資産除売却損 7,211千円	6 特別損失の主なもの 固定資産除売却損 4,645千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,780,000	7,780,000	-	15,560,000
合計	7,780,000	7,780,000	-	15,560,000

(注)平成18年11月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年1月25日 定時株主総会	普通株式	38,900	5	平成18年10月31日	平成19年1月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月12日 取締役会	普通株式	77,800	利益剰余金	5	平成19年4月30日	平成19年7月9日

当中間会計期間(自平成19年11月1日 至平成20年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	15,560,000	-	-	15,560,000
合計	15,560,000	-	-	15,560,000
自己株式				
普通株式(注)	1,048,300	308,500	-	1,356,800
合計	1,048,300	308,500	-	1,356,800

(注)自己株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年1月25日 定時株主総会	普通株式	116,093	8	平成19年10月31日	平成20年1月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月13日 取締役会	普通株式	99,422	利益剰余金	7	平成20年4月30日	平成20年7月7日

前事業年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	7,780,000	7,780,000	-	15,560,000
合計	7,780,000	7,780,000	-	15,560,000
自己株式				
普通株式(注2)	-	1,048,300	-	1,048,300
合計	-	1,048,300	-	1,048,300

(注1) 発行済株式数の増加は、平成18年11月1日をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加分であります。

(注2) 自己株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年1月25日 定時株主総会	普通株式	38,900	5	平成18年10月31日	平成19年1月26日
平成19年6月12日 取締役会	普通株式	77,800	5	平成19年4月30日	平成19年7月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年1月25日 定時株主総会	普通株式	116,093	利益剰余金	8	平成19年10月31日	平成20年1月28日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	当中間会計期間 自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日	前事業年度 自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成19年4月30日現在) 現金及び預金勘定 5,011,361千円 預入期間が3ヶ月を超える 3,276,404千円 定期預金 現金及び現金同等物 1,734,956千円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年4月30日現在) 現金及び預金勘定 4,372,657千円 預入期間が3ヶ月を超える 3,275,819千円 定期預金 現金及び現金同等物 1,096,838千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成19年10月31日現在) 現金及び預金勘定 4,068,266千円 預入期間が3ヶ月を超える 3,275,278千円 定期預金 現金及び現金同等物 792,988千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	当中間会計期間 自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日	前事業年度 自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引重要性のあるリース取引はありませんので、記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年4月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	83,153	82,427	726
(2) 債券	203,528	201,210	2,318
(3) その他	-	-	-
合計	286,681	283,637	3,044

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	1,965

当中間会計期間末(平成20年4月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	83,664	73,881	9,783
(2) 債券	201,764	199,230	2,534
(3) その他	-	-	-
合計	285,428	273,111	12,317

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	1,965

前事業年度末(平成19年10月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	83,408	75,765	7,643
(2) 債券	202,646	200,890	1,756
(3) その他	-	-	-
合計	286,055	276,655	9,400

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	1,965

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)、当中間会計期間(自平成19年11月1日 至平成20年4月30日)及び前事業年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)、当中間会計期間(自平成19年11月1日 至平成20年4月30日)及び前事業年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)、当中間会計期間(自平成19年11月1日 至平成20年4月30日)及び前事業年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)

持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年4月30日		当中間会計期間 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日		前事業年度 自平成18年11月1日 至平成19年10月31日																	
1株当たり純資産額	417円05銭	1株当たり純資産額	429円58銭	1株当たり純資産額	414円46銭																
1株当たり中間純利益	28円63銭	1株当たり中間純利益	22円62銭	1株当たり当期純利益	41円61銭																
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の発行等がなく潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>また、当社は、平成18年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の発行等がなく潜在株式がないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の発行等がなく潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年11月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は、7,780,000株増加いたしました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>1株当たり純資産額</td> </tr> <tr> <td>377円39銭</td> <td>390円16銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益</td> <td>1株当たり当期純利益</td> </tr> <tr> <td>32円41銭</td> <td>48円36銭</td> </tr> </tbody> </table>		前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	377円39銭	390円16銭	1株当たり中間純利益	1株当たり当期純利益	32円41銭	48円36銭			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>390円16銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>48円36銭</td> </tr> </tbody> </table>		前事業年度		1株当たり純資産額	390円16銭	1株当たり当期純利益	48円36銭
前中間会計期間	前事業年度																				
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額																				
377円39銭	390円16銭																				
1株当たり中間純利益	1株当たり当期純利益																				
32円41銭	48円36銭																				
前事業年度																					
1株当たり純資産額	390円16銭																				
1株当たり当期純利益	48円36銭																				

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年4月30日	当中間会計期間 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	前事業年度 自平成18年11月1日 至平成19年10月31日
中間(当期)純利益(千円)	445,514	324,205	638,361
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	445,514	324,205	638,361
期中平均株式数(株)	15,560,000	14,331,412	15,342,848

(重要な後発事象)

前中間会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	当中間会計期間 自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日	前事業年度 自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日
<p>平成19年6月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 440,000株(上限)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 350百万円</p> <p>(4) 取得する期間 平成19年6月13日～平成19年10月24日</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p>平成19年12月12日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、取得方法について下記のとおり決議いたしました。</p> <p>自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 1,000,000株</p> <p>(3) 取得する期間 平成19年12月13日 ～平成20年10月24日</p> <p>(4) 取得価額の総額 600百万円(上限)</p> <p>(5) 取得の方法 東京証券取引所の市場取引</p>

(2) 【その他】

平成20年6月13日開催の取締役会において、当中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額	99,422,400円
(ロ) 1株当たりの金額	7円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成20年7月7日

(注) 平成20年4月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）
事業年度（第30期） 平成20年1月29日近畿財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成19年10月1日 至平成19年10月31日）平成19年11月7日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成19年12月13日 至平成19年12月31日）平成20年1月10日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年1月1日 至平成20年1月31日）平成20年2月12日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年2月1日 至平成20年2月29日）平成20年4月3日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年3月1日 至平成20年3月31日）平成20年4月8日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年4月1日 至平成20年4月30日）平成20年5月8日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年5月1日 至平成20年5月31日）平成20年6月9日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年6月1日 至平成20年6月30日）平成20年7月3日近畿財務局長に提出

自己株券買付状況報告書の訂正報告書

報告期間（自平成19年9月1日 至平成19年9月30日）平成19年11月12日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成19年10月1日 至平成19年10月31日）平成19年11月12日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年1月1日 至平成20年1月31日）平成20年2月13日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年7月17日

株式会社学情

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梶浦 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成19年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年7月17日

株式会社学情

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梶浦 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成19年11月1日から平成20年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成20年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年11月1日から平成20年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。